

福岡市フッ化物洗口事業補助金要綱

(通則)

第1条 福岡市フッ化物洗口事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和 44 年福岡市規則第 35 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(趣旨)

第2条 この補助金は、子どもの歯及び口腔の健康の保持増進を推進するため、むし歯予防に効果があるフッ化物洗口を就学前施設で実施し、もって市民の歯科口腔保健の向上に資することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する本市に所在する施設(福岡市が設置する施設を除く。)を運営する者とする。

- (1)児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条第 1 項に規定する保育所
- (2)学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する幼稚園
- (3)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園
- (4)児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 39 条に規定する業務を目的とする施設で、法第 35 条第4項の規定による認可を受けていない施設

(補助要件)

第4条 補助対象者のうち、交付を受けることができるものは、福岡市の市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)に滞納がない者とする。

2 前項に規定する要件については、市長が申請者の同意に基づいて市税に係る徴収金(市税及び延滞金等)等の納付状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税に係る徴収金に滞納がない証明書(申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。)を提出した場合はこの限りではない。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、福岡市が示すフッ化物洗口マニュアルに基づき、補助対象者が運営する施設に在籍する4歳児クラス及び5歳児クラスの園児に対して実施するフッ化物洗口事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、当該年度の4月1日

から3月 31 日までの間に実施する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1)フツ化物洗口に必要な薬剤(以下「薬剤」という)の購入費
- (2)薬剤を溶解するために必要な容器の購入費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は当該年度の予算の範囲内で市長が別に定める。

(申請の手続き)

第8条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、福岡市フツ化物洗口事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項に定める申請書の提出期日は市長が別に定める。

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、審査の上、補助金の交付決定を行い、福岡市フツ化物洗口事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請を行った者に速やかに決定内容及び交付条件を通知するものとする。

(補助対象事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに福岡市フツ化物洗口事業補助金変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1)補助対象事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をするとき
- (2)補助対象事業を中止、又は廃止するとき

(補助金の変更交付決定)

第11条 市長は前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を変更交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の変更を交付決定し、福岡市フツ化物洗口事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、当該変更申請を行った者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、福岡市フツ化物洗口事業補助金実績報告書(様式第5号)に補助対象経費に係る領収書の写しを添えて、当該年度の3月31日までに市長に補助対象事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付額を確定し、福岡市フツ化物洗口事業補助金交付額決定通知書(様式第6号)により、当該報告を行った者に通知するものとする。

(報告等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対し報告及び必要な書類の提出を求めることができる。

(補助の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2)薬剤購入数の変更その他の理由により、補助金の額が過大であると認められたとき。
- (3)補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (4)補助対象事業を遂行することができなくなったとき。
- (5)補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(暴力団の排除)

第16条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付申請を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金の交付決定をした者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付申請を行った者に対し、氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、保健医療局長

が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(宛先)福岡市長

申請者の住所
〒

申請者の団体名及び代表者の氏名(又は氏名)
フリガナ()

印

申請者の電話番号

福岡市フツ化物洗口事業補助金交付申請書

令和 年度福岡市フツ化物洗口事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 事業実施保育施設

施設名	
施設所在地	〒 電話番号(- -)
担当者名	

2 計画

(1) 使用薬剤 ミラノール オラブリス その他()

(2) 実施計画

	実施月数(A)	実施予定児童数(B)	実施方法
4歳児クラス	ヶ月	人	
5歳児クラス	ヶ月	人	

3 交付申請額

円 【計算式】(A)/12×((B)×765円) ※10円未満切り捨て

4 福岡市フツ化物洗口事業補助金要綱第4条に基づく同意

☐ 下記の内容に同意します。

申請者は、市税に係る徴収金(市税及び延滞金)に滞納がないこと及び課税情報の確認にあたり、税務担当課に本申請書が開示され、市税等の課税状況及び納付状況の照会がされることについて同意します。

5 福岡市フツ化物洗口事業補助金要綱第16条に基づく同意

☐ 下記の内容に同意します。

申請者は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

○補助金外の支援

(1) 音楽CD交付 2枚希望する ・ 1枚希望する ・ 希望しない

(2) 市から指示書交付 要 ・ 不要

※園医等から交付を受けられない場合に福岡市より交付いたします。

令和 年 月 日

様

福岡市長

福岡市フッ化物洗口事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、福岡市フッ化物洗口事業補助金要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
福岡市フッ化物洗口事業
- 2 事業実施場所
- 3 決定区分
- 4 補助金内示金額
金 円
- 5 補助金交付予定時期
補助事業終了後
- 6 その他の送付物
- 7 補助条件
 - (1)補助事業の内容、実施計画を変更する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
ただし、変更内容が単なる実施予定児童数の変更であり、かつ、変更後の補助金の額が上記の補助内示金額に満たない場合は、これを免除する。
 - (2)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
 - (3)補助の決定を受けた者は、3月31日までに様式第5号に領収書を添えて実績報告を行うこと。
 - (4)その他、福岡市補助金交付規則及び福岡市フッ化物洗口事業補助金要綱の規定を遵守すること。

申請者の住所
〒

印

福岡市フツ化物洗口事業補助金要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり令和 年度
補助金について、交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

施設名	
施設所在地	〒 TEL(-)

--

(2) 実施計画

	実施月数(A)	実施予定児童数(B)	実施方法
4歳児クラス	ヶ月	人	
5歳児クラス	ヶ月	人	

(1) 交付変更申請額	円	【計算式】 (A)/12×((B)×765円) ※10円未満切り捨て
(2) 交付既決定額	円	※決定通知書の「補助金内示金額」
(3) 変更増減額	円	※(1)-(2)

令和 年 月 日

様

福岡市長

福岡市フッ化物洗口事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更申請のあった補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 補助事業名

福岡市フッ化物洗口事業

2 事業実施場所

3 決定区分

4 補助金内示金額

(1)変更交付内示額 円

(2)既存交付決定額 円

(3)変更増減額 円

5 補助金交付予定時期

補助事業終了後

6 補助条件

(1)補助事業の内容、実施計画を変更する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(2)補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3)補助の決定を受けた者は、3月31日までに様式第5号に領収書を添えて実績報告を行うこと。

(4)その他、福岡市補助金交付規則及び福岡市フッ化物洗口事業補助金要綱の規定を遵守すること。

(宛先)福岡市長

申請者の住所
〒

申請者の団体名及び代表者の氏名(又は氏名)

印

福岡市フツ化物洗口事業補助金実績報告書

福岡市フツ化物洗口事業補助金要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり令和 年度の
フツ化物洗口事業の実施実績を報告します。

記

1 事業実施保育施設

施設名	
施設所在地	〒 TEL(-)

2 実績の概要

	実施月数(A)	実施児童数(B)	実施方法
4歳児クラス	ヶ月	人	
5歳児クラス	ヶ月	人	

3 実績額

円 ※領収書の合計額を記入してください。

4 補助上限額

円 ※【計算式】(A)/12×((B)×765円) ※10円未満切り捨て

5 添付書類

補助対象経費にかかる領収書(裏面に貼り付けてください。)

領収書添付欄

--

令和 年 月 日

様

福岡市長

福岡市フッ化物洗口事業補助金交付額確定通知書

令和 年 月 日付の補助金実績報告書により、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 補助事業名
福岡市フッ化物洗口事業
- 事業実施場所
- 補助確定金額
金 円